

令和4年8月23日

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会
(公 印 省 略)

運転者に対する適性診断の適切な受診の徹底について

平素は、当協会業務運営にご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、東北運輸局より特定の運転者に対する各適性診断（※1）の受診について、対象となる運転者に確実に適性診断を受診させるよう通達が発出されました。

つきましては、各会員事業者の皆様には国土交通大臣の認定を受けた適性診断実施機関（※2）での確実な受診を実施するよう改めてお願いいたします。

※1 特定の運転者に対する各適性診断とは…

以下の対象となる運転者に応じて、各適性診断を受診させなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）

- ①「初任診断」…運転者として新たに雇い入れた者（経験者でも受診が必要となる場合があります）
- ②「適齢診断」…65歳以上の者
- ③「特定診断（事故惹起診断）」…死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者

なお、上記の義務診断以外の運転者が受診する適性診断は「一般診断」となります。「一般診断」は任意の診断となりますが、運転適性は年齢・心身条件の変化に応じて経年変化するものという観点から、定期的（3年毎）に受診させることが望ましいとされており、Gマーク認定に係る評価項目にも設定されております。

※2 岩手県内の国土交通大臣の認定を受けた適性診断実施機関

- ①（独）自動車事故対策機構（NASVA）
- ②盛岡南ドライビングスクール
- ③北上自動車学校
- ④千厩自動車学校
- ⑤遠野ドライビングスクール
- ⑥陸前高田ドライビングスクール